

茅ヶ崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準条例等の一部改正の考え方（素案）

1 改正の背景

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）」の成立に伴い、現在、厚生労働省令（以下「省令」という。）で定めている指定地域密着型通所介護事業の設備基準や運営基準等を、省令を基準として市町村が地域の実情に応じて自らの判断と責任により条例で定めることとなりました。

※上記省令は平成28年4月1日に施行されており、経過措置期間（1年間）の間に各市町村で条例を改正する必要があります。

2 改正の目的

「地域密着型サービス」は、利用者が住み慣れた地域で生活を送れるよう、身近な市町村で提供されることが適切な介護保険サービスです。サービスの「人員、設備及び運営に関する基準」については、厚生労働省令を基準として、市町村の条例で定めることとされており、地域の実情に応じた規程を設けることが目的になります。

3 茅ヶ崎市独自基準の概要

指定地域密着型通所介護に係る事業は、現在、省令に定める基準に従い適切な運営がなされています。そのため、本市では、現在の省令の内容を検討し、基本的に省令で定める基準に従うこととしたうえで、次に掲げるものについて、本市の独自基準を定めることとします。

（1）非常災害対策における地域との連携

①事業者は、非常災害に関する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない旨を規程する。

対象となる地域密着型サービス等：地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護

②事業者は、地域において避難、防災等の訓練が実施されるときは、参加に努めなければならない旨を規程する。

対象となる地域密着型サービス等：地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護

考え方

◆利用者の安心・安全の確保

小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護及び看護小規模多機能型居宅介護事業所の非常災害対策は、平成18年1月の長崎県大村市、平成22年3月の北海道札幌市で発生した火災を踏まえ、痛ましい火災を未然に防止するため、事業者が定期的に行うこととされている避難、救出その他必要な訓練の実施に当たっては「地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこと。」と省令で規程されています。現在の条例では、その他一部サービスについ

でも同様の規程を設けています。今回の条例改正では、地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護についても、少人数で介護等の支援を受けるサービスであることから、同様の規程を設けます。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災では、介護施設が津波の被害に遭い多くの方が亡くなっており、大規模災害が発生した場合に、事業者が限られた職員でどのように高齢者を迅速に避難させるかが大きな課題となりました。このことから、自らが火災等の被害に遭う場合だけでなく、大規模災害への対策として、事業者は、日頃から地域住民と連携を図り、地域の課題等を踏まえた非常災害に関する具体的計画を立て、地域住民とともにこれを実行する体制を構築する必要があります。地域密着型サービス事業所は小規模な施設であり、職員の数も少なく、運営に当たっては地域との連携が重要であることから、非常災害対策を地域とともに構築し、利用者の安心・安全を確保する取り組みに努めることを明確にすることが必要です。このことから市条例において、地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護サービスについても、事業者は地域において避難、防災等の訓練が実施される際は、参加に努めなければならない旨を規程します。

(2) 記録の整備

サービスの提供に関する記録の保存期間を2年間から5年間に延長する。
 対象となる地域密着型サービス等：地域密着型通所介護（その他サービスは既に規程済み）

考え方

◆地域密着型サービス等の適正な給付

事業者が不適正な介護給付費の支給を受けた場合には、介護給付費の返還請求をすることとなりますが、現在の省令では、返還請求権が5年間であるなか、地域密着型サービス等の提供に関する記録の保存期間が2年間であるため、返還請求に際し必要な文書が保存されていない事態が想定されます。介護保険事業者に給付される介護給付費の財源は、半分が介護保険料で、残りの半分を国、県、市の公費で負担しております。このことから、本市では、地域密着型サービス等の事業者に対しサービスの提供に関する記録の5年間の保存を義務付け、不適正な介護給付費の支給があった場合には、5年間遡ることができるようにします。

4 茅ヶ崎市が改正する条例について

(1) 茅ヶ崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準条例

	改正前	改正後
サービス類型	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
	夜間対応型訪問介護	夜間対応型訪問介護
		→ 地域密着型通所介護（追加）
	認知症対応型通所介護	→ 認知症対応型通所介護（改正）
	小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護
	認知症対応型共同生活介護	認知症対応型共同生活介護
	地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
看護小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能型居宅介護	

(2) 茅ヶ崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例

	改正前	改正後
サービス 類型	介護予防認知症対応型通所介護	介護予防認知症対応型通所介護 (改正)
	介護予防小規模多機能型居宅介護	介護予防小規模多機能型居宅介護
	介護予防認知症対応型共同生活介護	介護予防認知症対応型共同生活介護

5 条例の施行期日

平成29年1月上旬(施行予定)